

# 序章



計画の策定にあたって

# 序章

## 計画の策定にあたって

### 1. 計画策定の背景・目的

「市町村の都市計画に関する基本的な方針（市町村マスタープラン）」は、住民に最も近い立場にある市町村が、その創意工夫の下に住民の意見を反映しながら、まちづくりの具体性のある将来ビジョンを確立し、地区別のあるべき市街地像を示すとともに、地域別の整備課題に応じた整備方針、地域の都市生活、経済活動等を支える諸施設の計画等をきめ細かくかつ総合的に定め、市町村自らが定める都市計画の方針としての役割を果たすものです。（都市計画運用指針）

稲沢市都市計画マスタープランを2010（平成22）年4月に策定した後、国においては都市再生特別措置法の改正による立地適正化計画\*制度や、まち・ひと・しごと創生法\*による地方創生総合戦略が創設され、これからの都市計画はその法改正の趣旨に沿って進めることが望まれています。

さらに、県では、2016（平成28）年度に今後の都市計画の基本的方針となる『愛知の都市づくりビジョン』、2018（平成30）年度に『尾張都市計画区域\*の整備、開発及び保全の方針（尾張都市計画区域マスタープラン）』（以下、尾張都市計画区域マスタープラン）を策定しています。また、本市においては、2018（平成30）年1月に上位計画である『稲沢市ステージアッププラン（第6次稲沢市総合計画）』（以下、稲沢市ステージアッププラン）を公表しました。

新たな稲沢市都市計画マスタープランでは、こうした国・県の動きや上位関連計画を踏まえた都市計画を進めていくことが必要になっています。

また、本市では将来人口が減少し、更なる少子化・高齢化の進展が予測されることやリニア中央新幹線の名古屋－東京・品川間の開業が予定されていることなど、社会情勢の変化に対応すべく、本市における都市づくりの総合的な指針を定めることを目的として策定するものです。

### 2. 計画の位置づけ

稲沢市都市計画マスタープランの位置づけを以下に示します。

なお、計画期間は10年後の2029（令和11）年度末までとします。

